

有田市洪水及び津波ハザードマップ更新業務委託

公募型プロポーザル実施要領

有田市が実施する「有田市洪水及び津波ハザードマップ更新業務委託」公募型プロポーザル方式による契約交渉相手方（以下、「受託候補者」という。）の選定に際し、次のとおり参加者を募集する。

令和 8 年 8 月 5 日

有田市長 玉木 久登

1. 業務の概要

(1) 業務名

有田市洪水及び津波ハザードマップ更新業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、和歌山県より新たに公表された「南海トラフ巨大地震 津波浸水想定区域図（令和 7 年度公表）、「中小河川（小規模河川）の洪水浸水想定区域等（浸水区域、浸水深（想定最大規模）」）をもとに、災害対策に関する情報を分かりやすく提供し、市民の自助・共助意識を高め、災害発生時に円滑で適切な避難行動につなげるとともに、被害を回避、又は最小限にとどめることを目的とし、既存の状態からハザードマップの更新を行うものとする。

(3) 業務内容

別紙「有田市洪水及び津波ハザードマップ更新業務委託 特記仕様書」のとおり

(4) 業務場所

有田市全域

(5) 履行期間

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

2. 見積限度額

予算額 12,610,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者（以下、「参加希望者」という。）は、本プロポーザルの公告日（以下、「公告日」という。）から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱及び有田市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成 20 年 告示第 1 号）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始もしくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年 法律第 225 号）に基づく再生手続開始もしくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) プロポーザル参加者本人又は役員等が次の各号のいずれかにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の等に関する法律（平成 3 年 法律第 77 号）第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - イ. 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を認められる者
 - ウ. 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ. 自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用などしたと認められる者
 - オ. 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる者
 - カ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - キ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度（ISMS）に基づく ISO/IEC27001 もしくは JISQ27001 および一般財団法人日本情報経済社会推協会（JOPDEC）が認定するプライバシーマークの付与認定と認証を取得している者であること。
- (7) ISO9001/JISQ9001（品質マネジメントシステム）の認定を取得している者であること。
- (8) 直近 5 年（令和 3 年度から令和 7 年度）に「洪水ハザードマップ」又は「津波ハザードマップ」（複数のハザード情報が掲載されたマップも可）を元請として受注し、完了した実績を有している者であること。
- (9) 有田市競争入札参加資格を有していること、また、有田市競争入札参加者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者。
- (10) 令和 3 年度以降に有田市との契約実績（作業中を含む）を有している者であること。

5. 質疑及び回答

本実施要領及び特記仕様書に関し不明な点がある場合は、別紙質問書（様式第 7 号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出先

「10. 各種書類の提出、問合せ先」へ電子メールにて提出すること。

※件名は、「有田市洪水及び津波ハザードマップ更新業務委託についての質問書（企業名）」とし、メール送信を行った際は、防災安全課宛に必ず電話にて到着の確認を行うこと。

※質疑は、1 者につき原則 1 回とする。

(3) 回答

令和 8 年 8 月 17 日（月）までに、電子メールにて回答する。

6. 参加表明書の提出

参加希望者は、別紙「参加表明書」（様式第 1 号）を郵送（簡易書留）又は持参にて提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

「10. 各種書類の提出、問合せ先」

※郵送（簡易書留）の場合は、防災安全課へ到着したことを電話にて確認すること。

7. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加希望者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案申請書（様式第2号）

②企画提案書（様式自由）

特記仕様書の目的・業務内容等を踏まえ作成するものとし、様式は自由とする。なお、企画提案書の枚数は、15 ページ以内（表紙、目次は除く）、用紙サイズはA4 判またはA3 判とする。なお、A3 判については、A4 判に折りたたむこと（Z 折り）。

③会社概要書（様式第3号）

1 枚以内に記入すること。（併せて企業パンフレットを貼付すること）

④業務実績書（様式第4号）

本実施要領4.（8）に記載の業務実績を記入すること。（最大10 件まで）

⑤契約実績書（様式第5号）

本実施要領4.（10）に記載の契約実績を記入すること。（最大5 件まで）

⑥見積書（様式第6号、消費税及び地方消費税を含む）

積算内訳書を添付すること。

それぞれのマップごと明確に分けて記載すること。

(2) 企画提案書等作成にあたっての注意事項

①本実施要領の7.（1）の番号順にまとめること。

②文字のサイズは11 ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

③様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。

④ホッチキス止めの2 穴綴じとし、縦綴じ等簡易な綴り方とすること。

⑤専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

(3) 提出期限

令和8 年8 月21 日（金）から8 月27 日（木）午後5 時まで（必着）

※土・日・祝日を除く

(4) 提出方法

「10. 各種書類の提出、問合せ先」へ持参または郵送（簡易書留）

※郵送（簡易書留）の場合は、防災安全課へ到着したことを電話にて確認すること。

※製本8 部およびデータ1 部（CD-R 等の記録媒体に保存）を提出すること。

8. 企画提案書等に関するプレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行うものとする。なお、概要は以下のとおりとする。

(1) プレゼンテーションの日時及び場所

①日時

令和8 年9 月8 日（火）

（詳細日程等については、対象者に別途通知する。）

②場所

有田市役所

(2) 注意事項等

①説明者

プレゼンテーションに参加できる人数は3名以内とする。

なお、プロジェクトマネージャーは1名以上の参加を必要とする。

②説明時間

1者につき30分以内とする。(機器設置、撤去の時間は含まない。)

・プレゼンテーション 20分以内

・質疑応答 10分以内

③機材等

プレゼンテーションに必要な機材等は、参加業者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブル、電源用延長コードは有田市が用意する。

④その他

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書等の内容について説明を行うものとするが、補足説明が必要な場合は、提案書等の内容を逸脱しない範囲で実施するものとする。なお、追加の資料は投影のみ認めるが、事前提出の提案書が審査の基本となる。

9. 審査方法

(1) 本業務にて設置する「有田市洪水及び津波ハザードマップ更新業務委託プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において、別表に示す評価項目により採点し、最良の提案をした者を第一優先候補権者とする。ただし、最高得点の参加者が複数ある場合は、審査委員会に諮り決定する。

(2) 企画提案者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点が、別に定める最低水準点以上であれば候補者として選定する。

(3) 第一優先候補者が契約締結までに参加資格を満たさなくなった時、または契約交渉が不調となった時は、次点者と契約交渉を行う場合がある。

(4) 決定通知

審査結果については、参加者に対し、書面により通知するとともに、市ホームページにて公表する。

(5) その他

審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10. 各種書類の提出、問合せ先

本プロポーザルに関する質問、各種書類等の提出、問合せ先は、下記のとおりとする。

有田市役所 経営管理部 防災安全課 防災安全係

担当：堀川、宮崎

〒649-0304 和歌山県有田市箕島 50 番地

TEL：0737-22-3721

E-mail：bousaianzen@city.arida.lg.jp

11. その他留意事項

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 参加表明書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届(様式第8号)を提出すること。また、次のいずれかに該当した者は、辞退したものとみなす。

①企画提案書提出期限に遅れた者

②プレゼンテーション等に遅れた者又は欠席した者

(3) 提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。

- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書に係る著作権は、元来第三者に既存するものを除き、それぞれの企画提案者に帰属する。
- (6) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定作業以外に企画提案者に無断で使用しない。
- (7) 選定作業を行うため、必要な範囲において企画提案書の複製を作成することがある。
- (8) 企画提案書に記載した予定担当者を受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に市へ届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証を添付すること。
- (9) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

12. スケジュール

項目	期日	備考（方法、提出物等）
公告	令和8年8月5日(水)	
質問書の提出期限	令和8年8月12日(水) 午後5時まで(必着)	質問書（様式第7号） （電子メールにて提出）
質問書への回答	令和8年8月17日(月)	電子メールにて通知
参加表明書の提出	令和8年8月21日(金) 午後5時まで(必着)	参加表明書（様式第1号） （郵送又は持参）
企画提案書等の提出期限	令和8年8月27日(木) 午後5時まで(必着)	企画提案申請書（様式第2号） 企画提案書（任意様式） 会社概要書（様式第3号） 業務実績書（様式第4号） 契約実績書（様式第5号） 見積書（様式第6号） ※マップごとに積算内訳を明確にすること （郵送又は持参）
事前書類審査結果の通知	令和8年9月2日(水)	事前書類審査結果およびプレゼン対象者通知
プレゼンテーションの実施	令和8年9月8日(火)	
選定結果の通知	令和8年9月11日(金)	郵送にて通知及び市ホームページで公表
業務委託契約締結	令和8年10月	